

## 令和9年度版日進市保健センターガイド広告掲載事業 仕様書

項目	内 容
	令和9年度版保健センターガイド
1 業務概要	広告取扱い事業者（以下「乙」という。）は、日進市（以下「甲」という。）が作成する印刷物に広告掲載を希望する広告主を募集し、広告原稿を甲に提出するとともに、甲に掲載料を納付する。
2 広告掲載媒体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・印刷物 「令和9年度版日進市保健センターガイド」</li> <li>・印刷予定部数 47,000部 (令和8年度版実績 47,000部)</li> <li>・規格（大きさ） A4判冊子</li> <li>・発行頻度 年1回</li> <li>・内容 母子健診日程、予防接種情報、がん検診情報、市協力医療機関一覧、がん検診等申込みハガキ等</li> <li>・配布エリア 市内全域</li> <li>・配付方法 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 3月下旬に、市内各世帯に広報誌と同時配布 (令和8年4月1日40,966世帯)</li> <li>② 転入者に窓口で配布 (令和7年度転入者5,261人)</li> <li>③ 親子健康手帳（母子健康手帳）交付時に配布 (令和7年度778部)</li> <li>④市内公共施設に設置</li> <li>⑤電子データを市ホームページに掲載</li> </ul> </li> </ul>
3 広告の掲載位置 及び掲載枠数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・掲載位置 裏面（表4）全面</li> <li>・掲載枠数 1枠</li> </ul>
4 広告の規格	<ul style="list-style-type: none"> <li>・カラー 4色刷りフルカラー</li> <li>・1枠 縦256ミリメートル×横200ミリメートル</li> </ul>
5 広告掲載料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・納入期限 甲が指定する期日までに一括納入する。</li> <li>・還付手続 日進市有料広告掲載に関する要綱第13条による。</li> </ul>
6 原稿案及び広告 掲載申込書提出 期限	令和8年11月27日（金）
7 原稿提出期限	令和8年12月11日（金）
8 広告主の資格条件	乙は以下の項目の全てを満たしている広告主を募集すること。

	<p>(1) 日進市有料広告掲載に関する要綱及び日進市広告掲載基準を満たしていること。</p> <p>(2) 本仕様書「10 広告掲載する業種等」の規定を満たしていること。</p> <p>(3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。</p> <p>(4) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第92条の2、第142条、第166条、第168条、第180条の5の規定に該当しないもの。ただし、地方自治法施行令第122条及び第133条に該当する場合を除く。</p>
9 乙の責務	<p>(1) 広告主からの必要書類の徴収、調整及び連絡を行う。</p> <p>(2) 上記「8 広告主の資格条件」について、すべての条件を満たしていない場合は掲載できない旨、広告主に説明すること。</p> <p>(3) 広告に関する問合せの対応を行う。</p> <p>(4) 掲載された広告に関する一切の責任は、乙が負う。</p> <p>(5) 第三者から、掲載された広告に関して損害賠償を請求された場合は、乙の責任及び負担において解決する。</p> <p>※冊子には、広告に関する問合せ先として、乙の名称、電話番号を表示する。</p>
10 広告掲載する業種等	<p>日進市有料広告掲載に関する要綱第3条及び日進市広告掲載基準に適合するもの。ただし、次の業種等の広告は掲載しない。</p> <p>(1) 病院、診療所、助産所、施術所及び医薬品一般販売業。</p> <p>(2) 墓地・霊園・葬祭生死に関わるもの。</p> <p>(3) 甲が行う事業との誤解が生ずる内容のもの。</p>
11 広告の内容	<p>(1) 日進市有料広告掲載に関する要綱第3条、日進市広告掲載基準及び本仕様書に適合したものに限る。</p> <p>(2) 広告主の名称、所在地、電話番号を表示すること。</p> <p>(3) 広告内容、色、形状等仕様については、事前に甲と協議すること。</p>
12 その他	<p>広告原稿は電子データとし、甲及び甲が指定する印刷事業者に提出する。</p>

広告サイズのイメージ（文章等については実際の内容と異なる場合があります）  
令和9年度版日進市保健センターガイド

<全面広告> 財源確保などのため、広告を掲載しています。内容については直接広告主又は広告取り扱い業者（〇〇〇〇  
〇〇〇〇 電話番号〇〇〇—〇〇〇—〇〇〇〇）へお問い合わせください。

200 ミリメートル

※広告枠

256 ミリメートル

保健センターガイド(令和9年度保存版)日進市健康こども部健康課 令和9年3月発行